

内閣保全監視委員会の構成等について

平成26年12月8日
内閣官房長官決定
令和7年4月25日
一部改正
令和8年7月29日
一部改正

特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（平成26年10月14日閣議決定）V 1 (2)の規定に基づき、内閣保全監視委員会の構成その他必要な事項を次のとおり定める。

- 1 内閣保全監視委員会の構成は、次のとおりとする。ただし、委員長は、必要があると認めるときは、委員を追加し、又は関係者に出席を求めることができる。

委員長	内閣官房長官
副委員長	内閣官房副長官（政務） 内閣官房副長官（事務） 国家安全保障担当内閣総理大臣補佐官
委員	国家安全保障局長 国家情報局長 内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当） 警察庁長官 公安調査庁長官 外務事務次官 経済産業事務次官 海上保安庁長官 防衛事務次官

- 2 1の規定にかかわらず、内閣官房国家情報局の事務のうち、特定秘密の保護に関する制度に関する事務を担当する国务大臣、副大臣及び大臣政務官が置かれたときの内閣保全監視委員会の構成は、次のとおりとする。ただし、委員長は、必要があると認めるときは、委員を追加し、又は関係者に出席を求めることができる。

委員 長	内閣官房国家情報局の事務のうち、特定秘密の保護に関する制度に関する事務を担当する国務大臣
委員長代理	内閣官房国家情報局の事務のうち、特定秘密の保護に関する制度に関する事務を担当する副大臣
副 委 員 長	内閣官房国家情報局の事務のうち、特定秘密の保護に関する制度に関する事務を担当する大臣政務官
委 員	国家安全保障局長 国家情報局長 内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当） 警察庁長官 公安調査庁長官 外務事務次官 経済産業事務次官 海上保安庁長官 防衛事務次官

- 3 前各項に定めるもののほか、内閣保全監視委員会の運営に関する事項その他必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この決定は、平成26年12月10日から施行する。

附 則

この決定は、決定の日から施行する。

附 則

この決定は、令和8年7月31日から施行する。